意見書第1号

核兵器禁止条約の参加、調印、批准を求める意見書

地方自治法第 99 条及び湯河原町議会会議規則第 14 条の規定により、別 紙のとおり意見書を提出します。

令和3年6月21日提出

湯河原町議会議長 村瀬公大様

提出者	湯河原町議会議員	松	井	_	寿
賛成者	同	土	屋	誠	_
	同	土	屋自	自希	子
	同	渡	辺	久	子
	同	村	瀬	公	大
	同	Щ	本	俊	明
	同	原	田		洋

(提案理由)

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7月 7日、国連において核兵器禁止条約が 122 か国の賛成で採択されました。この条約は、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用することや威嚇などを幅広く禁止し、核抑止力の考え方を明確に否定することにつながるものとなっています。

核兵器禁止条約への参加・調印・批准が開始されて以降、条約調印国、 批准国は年々増え、2020年10月24日、国連軍縮週間の初日に批准国が 50か国となったことにより、2021年1月22日に本条約は発効されました。 また、湯河原町議会においては、昭和60年9月28日に、あらゆる国のすべての核兵器の廃絶を被爆国の国民として、世界に訴え、湯河原町民の平和への強い願いとして、「湯河原町非核兵器宣言」に関する決議案を全員賛成によって可決し、この決議により、美しい郷土を守り、豊かな暮らしを子や孫へ伝えることや、国是である非核三原則を町是とすることを宣言しました。

「唯一の戦争被爆国」として、核兵器のない世界の実現を目指し、核兵器禁止条約への参加・調印・批准を国に強く求めるため、本意見書を提出するものであります。

核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、国連において核兵器禁止条約が122か国の賛成で採択されました。この条約は、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用することや威嚇などを幅広く禁止し、核抑止力の考え方を明確に否定することにつながるものとなっています。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への参加・調印・批准が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の86か国。批准国は54か国です。同条約は2020年10月24日、国連軍縮週間の初日に批准国が50か国となったことにより、2021年1月22日に発効されました。

また、湯河原町議会においては、昭和60年9月28日に、あらゆる国のすべての核兵器の廃絶を被爆国の国民として、世界に訴え、湯河原町民の平和への強い願いとして、「湯河原町非核兵器宣言」に関する決議案を全員賛成によって可決し、この決議により、美しい郷土を守り、豊かな暮らしを子や孫へ伝えることや、国是である非核三原則を町是とすることを宣言しました。よって、湯河原町議会は我が国に「唯一の戦争被爆国」として、核兵器のない世界を実現するため、核兵器禁止条約への参加・調印・批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月21日提出

神奈川県湯河原町議会

(提出先) 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣